

藤沢市教育委員会技能労務職員の服務規程の一部改正について  
藤沢市教育委員会技能労務職員の服務規程を次のように改正する。

2015年（平成27年）3月18日提出

藤沢市教育委員会

教育長 吉田 早苗

1 改正する規程

別紙のとおり

2 施行期日

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第3条に規定する新教育長が最初に任命された日

提案理由

この規程を提出したのは、藤沢市教育委員会事務局組織等規則を改正することに  
伴い、規定の整備を行う必要による。

藤沢市教育委員会技能労務職員の服務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成27年 月 日

藤沢市教育委員会

委員長 井上 公 基

藤沢市教育委員会訓令甲第 号

藤沢市教育委員会技能労務職員の服務規程の一部を改正する規程

藤沢市教育委員会技能労務職員の服務規程（平成8年藤沢市教育委員会訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第16条」を「第15条」に改める。

附 則

この訓令は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第3条に規定する新教育長が最初に任命された日から施行する。

藤沢市教育委員会技能労務職員の服務規程(平成8年教育委員会訓令甲第1号)新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、藤沢市教育委員会事務局組織等規則(平成12年藤沢市教育委員会規則第3号)第15条に規定する職員の服務のほか、この市の技能労務職員の服務について必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、藤沢市教育委員会事務局組織等規則(平成12年藤沢市教育委員会規則第3号)第16条に規定する職員の服務のほか、この市の技能労務職員の服務について必要な事項を定めるものとする。</p>